

Title	「資本論」における土地所有の論理：研究序説
Sub Title	The logic of landownership in Das Kapital : an introductory thought
Author	小池, 基之
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1967
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.60, No.9 (1967. 9) ,p.993(1)- 1019(27)
JaLC DOI	10.14991/001.19670901-0001
Abstract	
Notes	『資本論』刊行百年記念特集 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19670901-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「資本論」における土地所有の論理

— 研究序説 —

小池基之

- 一 序——分析視点
- 二 資本と賃労働関係と土地所有
 - A 土地所有の資本への従属形態
 - B 土地所有の自立的形態
- 三 問題の展望

一 序——分析視点

〔一〕 周知のごとく、マルクスの「経済学批判」(一八五九年六月)の「序言」はつぎのような文章をもつてはじめられている。「私はブルジョア経済の体制をつぎの順序で、すなわち、資本、土地所有、賃労働、それから国家、外国貿易、世界市場の順序で考察する。はじめの三項目では、私は近代ブルジョア社会がわかれている三大階級の経済的生活条件を研究する。他の三項目の関連はおのずからあきらかである。資本を論ずる第一部第一篇はつぎの諸章、すなわち、(一)商品、(二)貨幣あるいは簡単な流通、(三)資本一般、からなる。はじめの二章が本分冊の内容をなしている。」この構想については、す

「資本論」における土地所有の論理

で「一八五八年二月二日付のラッサール宛書簡にせめられているところであり」(Marx-Engels Briefe über „Das Kapital“, Besorgt von Marx-Engels-Lenin-Stalin-Institut beim ZK der SED, Berlin, 1954, S. 81. 邦訳「資本論に関する手紙」岡崎二郎訳、上巻、七六一七七頁。)さらに、それは、同年四月二日付エンゲルス宛書簡において、「一層展開してせめられているところである」(Ibid., SS. 37 ff. 邦訳同上、八五頁以下。)一方、この「経済学批判」の序説として一八五七年八月九月に書かれた「ノートM」に含まれている篇別はつぎのようなものであった。すなわち「篇別はあきらかにつぎのようになるべきである。1) 一般的・抽象的諸規定、したがってそれらは多かれ少なかれすべての社会諸形態に通じるが、それら以上に説明した意味においてである*。2) ブルジョア社会の内的組成をなし、基本的諸階級が立脚する諸範疇。資本、賃労働、土地所有*。その相互関係。都市と農村。三大社会階級。これらの間の交換。流通。(私的)信用制度。3) 国家の形態でのブルジョア社会の総括。それ自体に対する関係での考察。「不生産的」諸階級。租税。公債。公信用。人口。植民地。移住。4) 生産の国際的關係。国際的分業。国際的交換。輸出入。為替相場。5) 世界市場と恐慌」(K. Marx: Grundrisse der Kritik der politischen Ökonomie, (Rohentwurf) 1857—1858, Anhang, 1850—1859, Berlin, 1953, SS. 28—29. 邦訳「経済学批判要綱」高木幸二郎監訳、第一分冊・三〇頁。)そして、一八五七年十一月ごろには、貨幣に関する章の主要部分を仕上げたのち、資本に関する章でとりあつかわれている主要対象にうつっていくのであるが、これと関連して、資本に関する細目が考察され (I) 資本の一般的概念。2) 資本の特殊性。すなわち流動資本、固定資本。3) 貨幣としての資本。II) 資本の量。蓄積。2) それ自身で測られた資本。利潤。利子。資本の価値。すなわち利子と利潤としてそれ自身から区別された資本。3) 諸資本の流通。III) 信用としての資本。IV) 株式資本としての資本。V) 金融市場としての資本。VI) 富の源泉としての資本。資本家)、それにつづいてつぎのようになる。すなわち、「資本ののちにつづいて土地所有を取扱うべきであろう。そののちに賃労働。この三つがすべて前提されているのち、いまやその内的総体性において規定された流通としての、諸価格の運動、他方では、生産がその三つの基本諸形態と流通の諸前提のかたちで措定され

たものとしての、三つの階級。次には、国家。(国家とブルジョア社会。——租税、または不生産的諸階級の存在。——公債。——人口。——外側にむかっての国家すなわち植民地。外国貿易。為替相場。国際的鑄貨としての貨幣。——最後に、世界市場。ブルジョア社会が国家をのりこえてそとにでること。恐慌。交換価値に立脚する生産様式と社会形態の解体。個人的労働の社会的労働としての現実的措定、およびその逆。)(Ibid., S. 175. 邦訳同上第二分冊・一八五頁。)それにつづいて、資本と賃労働との交換の諸前提および諸条件の分析をおこなったのち、資本の細目についての篇別を、一般性・特殊性・個別性という視点から、再構成している。(Ibid., SS. 186—187. 邦訳同上第二分冊・一九七頁。)

* ここに「上に説明した意味」というのは、とくに指摘するまでもないことであるが、「近代的経済学がまさきにかかげるもっとも単純な抽象、すべての社会形態に妥当するきわめて古い関係を表現するもっとも単純な抽象は、正にこの抽象において、もっとも近代的な社会の範疇として、実際に真実なものとなつてあらわれる」ということ、また「もっとも抽象的な諸範疇でさえ——ほかならぬこの抽象のゆえに——すべての時代に対して妥当するにもかかわらず、しかもこの抽象という規定性の点では、それ自体やはり歴史的諸関係の産物であつて、その完全な妥当性は、ただこれらの諸関係に対してだけ、これらの諸関係の内部でだけであるということ」したがって、「ブルジョア経済学の諸範疇は他のすべての社会形態に対して一つの真実性をもつということが真理であるとしても、それはただまったくかぎられた意味で解すべきである」ということ(Grundrisse, S. 25. 前掲邦訳第一分冊・二六一—二七頁)である。

** ここでは、土地所有と賃労働はその順序が逆になっている。

しかしながら、一八五八年三月一日ラッサール宛書簡に「第一分冊はどうしても一つの相対的全体にならざるをえないだろう。……それはつぎのものを含む。1) 価値、2) 貨幣、3) 資本一般(Kapital im allgemeinen) (資本の生産過程、資本の流通過程、両者の統一または資本および利潤、利子)。これは独立の一分冊となる」(Briefe, S. 86, S. 87. 前掲邦訳上巻・八四頁)と書かれ、また前掲一八五八年四月二日付エンゲルス宛書簡に「I. 資本は四つの章に分れる。a) 資本一般(Kapital en general)。(これが第一分冊の素材だ)*。b) 競争、または多数資本の相互に対する行動。c) 信用、ここでは資本が個々の諸資本に對して一般的要素としてあらわれる。d) もっとも完成せる形態としての株式資本」(Ibid., SS. 87—88. 邦訳同上・八五頁)と

「資本論」における土地所有の論理

書かれたあと、一八五九年一月二三日頃とされるエンゲルス宛書簡では「原稿は約一二印刷全紙(三分冊)だ。そして——おどろくなかれ——『資本一般』(Das Kapital im Allgemeinen)というその表題にもかかわらず、これらの分冊は資本についてはなにも含まず、ただ二つの章、1、商品、2、貨幣または単純な流通を含むだけだ」(ibid., S. 94. 邦訳同上・九四頁)とされることになる。「経済学批判」がまとめられていく過程、そのなかでの対象の規定はこのようなものであった。

* このために「ノートM」の末尾に書かれた「七冊のノート(第一部)への索引(第一案)・[第二案]」がつくられることになる。ところで、その続篇については、一八六二年二月二八日付のクーゲルマン宛書簡に「お手紙によって、あなたやあなたの友人達が私の『経済学批判』にあたたかい関心をよせられていることを知り、非常にうれしく思いました。第二部はいまやっと、つまり印刷のための清書と最後の仕上げにかかるころまで、こぎつけました。約三〇印刷全紙になるでしょう。これは第一分冊のつづきですが、『資本』(Das Kapital)という表題で独立に出ます、そして『経済学批判』(Zur Kritik der politischen Ökonomie)は副題としてだけつけます。それは第一篇の第三章を構成すべきであったもの、すなわち『資本一般』を含むだけです。したがって諸資本の競争や信用制度はそれには含まれません」(ibid., S. 113. 邦訳同上・一一九—一二〇頁)とのべられているのであるが、やがて、経済学研究の進展は、その研究の成果を、「経済学批判」という表題で出版された二つの章の続篇としてではなく、「資本論」という、独立の著作として出版されるべきだという考えをいだかせるにいたったのである*。

* 「剰余価値学説史」第一分冊に収録されている「『資本論』第一部および第三部の草案」(K. Marx: Theorien über den Mehrwert <viertes Band des „Kapitals“>, 1. Teil. Institut für Marxismus-Leninismus beim ZK der SED, Berlin, 1956. SS. 377 ff.)参照。この草案は一八六三年一月に書かれた。また、一八六五年七月三十一日エンゲルス宛書簡「理論的な部分(初めの三冊)を完成するためには、まだ三つの章を書かねばならない。それからさらに第四冊、歴史的・文献的な部分を書かねばならない」(Briefe, S. 127. 前掲邦訳上巻・一四頁)、ならびに一八六六年一〇月一三日クーゲルマン宛書簡(ibid., S. 131. 邦訳同上・一四五—一四六頁)を参照。

(二) ところで、このような過程のなかで、土地所有はどのようにとりあつかわれているであろうか。資本、土地所有、賃労働、国家、外国貿易、世界市場という構成のうち、「資本」に関しては、最初には「資本一般」についての篇別としてしか考えられていなかった資本の生産過程、資本の流通過程、および両者の統一という三部構成の決定的意義がきらかとなるにつれて、「資本一般」の問題には属していなかった、たとえば諸資本間の競争、信用等が、あるいはまた地代が、そのなかでとりあげられるようになっていく。そして、「資本」ののちにつづいて「土地所有」、そののち「賃労働」が考察されるとはいっても、なお、資本は、本来、賃労働なくしては成立しえない概念であり、土地所有はそのような点では、資本に対する関係において、賃労働とは本質的に異なるとはいえ、近代社会における基本的階級が立脚する範疇にはかならず、資本の運動は、この資本・土地所有・賃労働の三つの前提のもとで分析され理解されざるをえないのはあきらみかである。

* 「近代社会の骨組みをなす三つの階級——賃労働者、産業資本家、土地所有者」(K. Marx: Das Kapital, besorgt vom M.E.L.-Institut, Bd. 3, S. 667.)「労賃、利潤、および地代を各自の所得源泉とするところの、単なる労働力の所有者、資本の所有者および土地所有者……は、近代社会、すなわち資本制生産様式に立脚する社会の三大階級をなす」(ibid., S. 941.)

「資本ののちにつづいて土地所有、そののちに賃労働」という点に関しては、前掲一八五八年四月二日のエンゲルス宛書簡にのべられている。「資本から土地所有への移行は同時に歴史的である。というのは、土地所有の近代的形態は封建的等々の土地所有への資本の作用の産物であるからである。同様に賃労働への土地所有の移行も弁証法的であるばかりでなく、歴史的である。というのは、近代的土地所有の最後の産物は賃労働の一般的措置であり、ついで賃労働は全体の基礎としてあらわれるからである」(Briefe, S. 88. 前掲邦訳上巻・八五—八六頁)そして、さしあたりここでは、資本一般に関する篇の全体を通じて「労賃はつねにその最低限に等しいものと前提される。労賃そのものの運動および最低限の低下または上昇は賃労働の考察に属する」とされ、さらに、「土地所有」も同様とされる。すなわち、特殊な経済的関係としての

「資本論」における土地所有の論理

土地所有はここではまだ問題にならない。」(Ibid. S. 88. 邦訳同上・八六頁。)したがって、地代はここでは考察の外におかれていたのである。

歴史的には、土地所有は資本に先行してあらわれるのであって、資本制社会に先行する諸体制においては、資本ではなく土地所有がその現実的基礎となっている。しかし、近代的土地所有は資本の前提なしには理解しえない。土地所有の、それ以前の歴史的姿態は、資本によって、土地への資本投下の前提として、資本自体に適合した形態に転換せしめられることによって、近代的形態をうけとる。そこにおいて主導的・能動的役割を演ずるものは、正に、資本である。このような意味で、「土地所有は資本の産物」である。(Grundrisse, S. 187. 前掲邦訳第二分冊・一九八頁。)しかも、土地所有は資本に従属し、包摂されると同時に、自立し独立した土地所有として資本に対立する。すなわち、土地所有は、資本によって措定された土地所有と、資本に対して独自の自己自身を措定する土地所有との、二重の土地所有として成立する。すでに「経済学批判要綱」はこの点についてつぎのように書いている。「だが資本は、自分自身を生産するもの(素材的には産業等を通じて価格を設定し、生産力を発展させながら)としてのみならず、同時に諸価値の創造者として、資本から格別に区別された価値あるいは富の形態を措定せざるをえない。これは地代である。それは資本自体から、資本固有の生産から区別された価値として、資本の唯一の価値創造である。その本性からも、また歴史的にも、資本は近代的土地所有、地代の創造者である。」(Grundrisse, S. 187. 前掲邦訳第二分冊・一九七頁。)そして、「資本は」土地所有を自己の対立物としても、また自己の条件としても措定する。(Ibid. S. 189. 邦訳同上・二〇〇頁。)

資本が近代的土地所有を創造する過程はまた、資本をして資本たらしめる賃労働を創出する過程でもある。土地所有から賃労働への移行はすでに「土地所有は資本の産物である」ということの中に含まれている。そして、賃労働の創出は土地所有をその媒介項として設定しているのである。

資本は土地所有に先立って展開されねばならぬという意味はこのように理解されるべきであろう。(そして、「そのうちに賃労働」という意味もこのように理解されるべきであろう。*)「地代は資本なしには理解できないが、資本は地代がなくても充分理解できる。」(Ibid. S. 27. 邦訳同上第一分冊・二九頁。)しかもなお、土地所有が資本によって二重の形態、すなわち、土地所有の資本への従属形態と土地所有の自立的形態として措定されるという点からすれば、また資本による近代的土地所有の創造が同時に賃労働を創出するという二重の契機を含むという点からすれば、資本の分析は土地所有の分析を当然にその課題として含むということになる。そして、「土地所有の」考察なくしては、資本の分析は完全ではないであろう。(Das Kapital, Bd. 3, S. 683.)というとき、それは資本、土地所有、賃労働の三範疇の以上のような二重の関係をふまえてのことであつたのはいうまでもない。

このような視点から、土地所有が資本の分析のうちに位置づけられ、正当な対象領域を主張するにいたる劃期は、一八六二年六月の地代論の完成に、リカード地代論の批判と絶対地代の理論の発見に、もとめることができる。*ここでは、地代は剰余価値の一分肢としてあらわれ、なんら価値法則を侵害することはなくして理解できる、と同時に、土地への資本投下は地代支払を前提としてのみ可能とされるのである。しかも、土地所有は、ここでは、以上のような分析視点のもとでのみ、考察の対象とされるのであって、そこにまた、「資本の分析」における土地所有の、対象としての限界がもうけられることとなる。***

* 一八六二年六月一八日付エンゲルス宛書簡「……ついでにいえば、いまついに地代論に決着をつけた。……私は以前からリカード地代論の妥当性に疑念をいだいていたが、ついにその欺瞞性を発見した。」(Briefe, S. 105. 前掲邦訳上巻・一〇九頁。)および同年八月二日付エンゲルス宛書簡。ここで指摘されていることは、単なる生産価格論の例解ではなく、また単なる地代論の解説ではなく、独自の自立的形態としての土地所有の把握である。また同年八月五日付エンゲルス宛書簡「……私が理論的に証明しなければならぬことは、価値法則を侵害することなくして、絶対地代の可能性ということだ。これがフイジオクラット以来今日にいたるまでの論争が展開

した論点なのだ。リカードはこの可能性を否定する。私はそれを主張する。同時に私は、その否定が、理論的に誤まった、A・スミスから伝えられたドグマ——商品の費用価格と価値との想定された同一性——にもとづくものと主張する。さらにリカードは問題を例解するに当って、資本家的生産が存在しないか、あるいはまた土地所有が(事実上または法律上)存在しない状態をつねに前提としていると(主張する。)しかし、問題はかかる事態が存在する場合の法則を研究することなのだ。(Ibid., S. 111. 邦訳同上・一一六一—七頁。)

*「われわれにとっては、近代的地土地所有形態の考察が必要である。……この考慮なくしては、資本の分析は完全ではないであろう。」(Das Kapital, Bd. 3, S. 663.)

「土地所有をその種々なる歴史的諸形態において分析することは、この著述の限界外に横たわる。われわれが問題とするのは、資本によって生み出された剰余価値の一部分が土地所有者に帰するかぎりでの、土地所有だけである。」(Ibid., S. 662.) 「土地所有の体系的な取扱いはわれわれの計画の範囲外に横たわる。」(Ibid., S. 668.) 「資本制生産様式そのものが実存することなしに、すなわち借地人自身が産業資本家たることなく、換言すれば、かれの経営の仕方が資本家的な仕方であることなしに、地代——資本制生産様式に照応する土地所有様式——が形式的に実存しているような諸関係、そうした諸関係のことは、われわれはここに問題としない。」「われわれはまた、例外的な諸関係、すなわち、そのもとは資本制生産の諸国においてさえも土地所有が高い借地料……を搾り取るような例外的な諸関係も、問題にしない。」(Ibid., S. 674, S. 675.)

以上においてあきらかであるように、ここでの対象は資本の視点からする土地所有の分析であって、土地所有一般のいわば即目的・対目的な考察ではない。しかも、そのかぎりにおいての問題のすべてが、そこでとりあげられているわけではない。たとえば、「資本論」第三巻、エンゲルスの序文における「地代に関する篇ははるかに完全に仕上げられてあつたが、しかしけつて秩序立ってはいなかったのであつて、このことはすでに、マルクスが第四十三章(原稿では地代に関する篇の最後の部分)でこの全篇のプランを簡単に再説する必要をみだしている」ということからわかる」という叙述にみられるごとくである。(Ibid., S. 8, S. 775.)

二 資本—賃労働関係と土地所有

A 土地所有の資本への従属形態

前節においてのべたところからすでにあきらかなように、「われわれによって考察される土地所有形態は、その、一個の格別な歴史的な、形態である。すなわち、封建的土地所有なり、生業として営まれる小農的農業——この場合には、土地の占有(Besitz)は直接的生産者のための生産諸条件の一つとしてあらわれ、かれの土地所有(Besitzum)はかれの生産様式のもっとも有利な条件として、繁栄の条件としてあらわれる——なりが、資本および資本制生産様式的作用によって転化された形態である。」(Das Kapital, Bd. 3, S. 662.)資本制生産様式が農業においても支配的にみられるにいたつたということは、資本制生産様式がすべての部面を支配し、諸資本の自由な競争や、ある生産部面から他の生産部面への諸資本の移動の可能性、したがってまた平均利潤の形成といった諸条件が成熟していることを前提としているのである。

資本は、商業資本としては、すなわち前期的資本としては、なんら土地変革なしに、充分に発達しうる。その存在のためには、単純な商品・貨幣流通以外にはなんらの条件をも必要とはしないからである。それは、資本にとって無縁な、資本から独立した社会的生産形態の基礎のうえで発展する。「歴史的には、資本は、いたるところでなによりもまず貨幣の形態で、貨幣財産——商業資本および高利貸資本——として土地所有に対応する。」(Das Kapital, Bd. 1, S. 153.)前期的資本は商業のための生産、交換価値を目指す生産をうながしつつ、したがってまた、商品・貨幣経済の範囲を大にし、多様化し、普遍化しつつ、販売のための購買という無制限な運動——自己目的としての貨幣の流通——のなかで価値の増殖を実現しつつ、富の絶対的形態たる貨幣の蓄蔵者として、自分自身を形成していくのである。かくて、土地所有から独立した貨幣財産の集積に導く。したがって、前期的資本は、主として使用価値を目指す旧来の生産諸組織に対して、いたるところで、多かれ少なかれ、解体的な作用をおよぼすが、^{*}「どの程度までそれが旧生産様式の解体を生ぜしめるかは、まず第一にその生産様式の堅固さと内部的編成に依存する」ことであり、また「この解体過程がどんな結果を生ずるか、すなわち、どんな新生産様式が旧生産様式のかわりにあらわれるかは、商業にではなく、旧生産様式そのものの性格に依存する」ことである。(Ibid., Bd.

3. S. 364.) すなわち、近代においては、前期的資本は一方に富裕者層、他方に貧民層を生みだし、かくて、資本制生産様式のための前提条件をつくりだしていったとはいえ、それ自身としては、旧来の生産形態を自己存立の基礎とするかぎり、資本制生産Ⅱ産業資本の形成・展開に対して阻止的方向に働き、また、蓄積した貨幣を土地購入に投下し、自ら土地所有者に転化していくこともあったのである。

* 「高利による富裕な土地所有者の滅亡、ならびに小生産者の収取というこの二つのものは、大貨幣資本の形成および集積をもたらす。」(ibid., Bd. 3, S. 642.)

このような前期的資本に対する対抗的要因は、封建的土地所有および共同体諸関係の解体、農村の独立自営農民層と都市の小親方層の成立である。そして、事実、「高利と商業とによって形成された貨幣資本は、農村では封建制度により、都市では同職組合制度によって、産業資本に転化することを妨げられた」(ibid., Bd. 1, S. 790.)のである。すなわち、資本の創成は、貨幣財産として存在する価値が、旧生産様式の解体という歴史的過程を通じて、一方では労働の客観的条件を、他方では自由になった労働者から労働力を購入することによっておこなわれる。貨幣の資本への転化を可能にさせるものは、ほかならぬこの解体過程なのであって、貨幣自体は、労働の客観的諸条件と労働力との分離、すなわち自由な労働者の生成に協力するかぎりでのみ、歴史的過程に参加するにすぎない。

労働の客観的諸条件と労働力との分離が、「農民民からの土地の収奪」をその主たる一要因としてもつことはいうまでもない。(ibid., Bd. 1, 24, Kap. 2, SS. 755 ff.)それは、旧来の大土地所有の清掃(Clearing of Estates)と農村労働者の賃労働者への転化の過程として、また独立自営農民の解体の過程としてあらわれ、その基礎のうえに展開する資本家的借地農の生成(ibid., Bd. 1, 24, Kap. 4, SS. 782 ff.)は、土地所有を近代的土地所有に転化する。

すなわち、資本は、前期的資本としては、ならん土地所有の変革なしに発達しえたとしても、産業資本としては、旧来の

土地所有関係の分解を前提とすることなしには発達しえない。マニユファクチュアの発達でさえも、旧土地所有関係の分解がはじまっていることを前提とする。とはいえ、その分解が、いわば点的分解から、総体性をもったひろがりにおいて生成するのは近代的工業の発達、とくにその高度の完成のもとにおいてである*。と同時に、その完成そのものは、近代的農業、およびそれに照応する所有形態、またそれに照応する経済的諸関係のもとにおいてみられるところである。

* 「大工業が初めて、機械によって資本制農業の不变的基礎を提供し、農民民の老大多数を根本的に収奪し、農耕と家内の・農村的工業との間の分離を完成するのである。」(ibid., Bd. 1, S. 788.) また Grundrisse, S. 188 (前掲邦訳第二分冊・一九九頁)参照。

かくして、新しい生産力と生産関係とは、当面する生産の発達と、旧来の伝統的な所有関係のなかで、しかもそれと対立しつつ、発達するのであるが、近代的生産関係すなわち資本が、社会のすべての要素を自己に従属させ、また必要な要素を社会のなかから創出して、歴史的に総体性にまで発展した、いわば完成したブルジョア体制のもとでは、いかなる経済関係もブルジョアの形態での他の経済関係を前提とし、また指定されたものは同時に前提でもあるという関係がつけられる。土地所有についていえば、このようにして、土地所有が資本によって(より具体的には、農業における資本制生産様式によって)創造され、資本に従属せしめられると同時に、それは資本の一般的前提となる。資本は近代的土地所有の創造者であり、したがって地代の創造者(Ⅱ地代範疇の成立)である。もちろん、このような関係のもとでは、利潤が範疇として成立することによって、地代は、剰余価値および剰余労働の一般的・正常の形態から、剰余価値のうち資本によって利潤の形態で取得される部分をこえる、超過分にひきおとされる。「いまや、地代ではなくて利潤が剰余価値の正常の形態となったのであって、地代はもはや、剰余価値一般の、ではなく、剰余価値の一定分枝たる超過利潤の、特殊的事情のもとで自立化した一形態としてのみ意義をもつ。」(Das Kapital, Bd. 3, S. 851.)しかも、地代範疇の成立は、同時に、土地所有をして、資本の前提たらしめ、資本に対して独自の・自立的形態たらしめる*。

* 「当初の資本制生産様式が見いだす土地所有の形態は、資本制生産様式には照応しない。資本制生産様式に照応する土地所有形態は、やっと、資本の支配下への農業の従属により、資本制生産様式そのものによって創造される。かようにして、封建的土地所有、民衆所有、またはマルク共同体をともなう小さな農民所有もまた、それらの法律的形式がいかに相違しようとも、資本制生産様式に照応する経済的形態に転化されるのである。」(Ibid., Bd. 3, S. 665.)

* 絶対地代の成立の可能性ばかりでなく、差額地代の存在についても、その能動的要因として、土地所有が前提とされていること、いうまでもない。

地代が、利潤の形態で資本によって取得される部分(平均利潤)をこえる超過分となるということ、土地所有の前提のもとでの、土地の独占性にもとづく超過利潤の地代化であるということは、土地所有の資本への従属形態の経済的表現にほかならない。そして、それは資本制生産様式が、土地所有を支配し隷属の關係からまったく解放することによって、純経済的形態をそれにあたえるときにも、労働条件としての土地を資本のもとにおくことによって、それを土地所有および土地所有者から、まったく分離してしまうことである*。それと同時に、資本がその果実たる利子の源泉として現象するようになり、土地が地代の源泉として現象するようになる。土地価格が地代の資本還元として把握されるのではなく、あたかも一定額の資本が利子を生むように、一定の価格をもった土地が一定の地代を生むという顛倒した觀念が、一定額の貨幣資本と一定の価格をもった土地との等置が、したがって利子と地代との等置が、うまれるにいたる**。

* 1. 土地所有のもつ寄生的性格から、寄生地主的土地所有のもとにおいても、労働条件としての土地が土地所有および土地所有者から分離しているようにみえるにしても、それは形式的分離にはかならず、そこでは土地所有は直接的生産者にとつて、なお生産の主要条件として現象する。したがって、地代範疇の差異。

2. 「ペティとかカンティヨンとか、一般に封建時代に近い著述家たちは、地代を剰余価値一般の正常の形態とみるのであって、他方、利潤は、かれらにとつて、まだ不明確に労働と溶けあっているか、または精々この剰余価値のうち資本家が土地所有者から取りあげる一部分として現象するだけである。すなわち、かれらはずいぶん状態から出発する。ここでは、第一に、農業人口がまだ国民の圧倒的に大きな部分を占めており、第二に、土地所有者がまだ土地所有の独占によって直接的生産者の超過労働を直接に取得する人

格として現象するような、したがって土地所有がまだ生産の主要条件として現象するという状態である。かれらにとつては、逆に、資本制生産様式の立場から出発して、資本によって生産され(すなわち直接的生産者から搾取して)かつすでに直接に取得された剰余価値の一部分を再び資本からとりあげることを、どのようにして土地所有者はなしとげるかを探究しようとするような問題提起は、存在しえなかつたのである。」(Ibid., Bd. 3, S. 834.)

* 「若干の著述家たちのあるものは、ブルジョア経済学者の攻撃に対する土地所有の代弁者として、またあるものは、たとえばケアリのように、資本主義生産体制を対立の体制としてではなく『調和』の体制に転化しようとして、土地所有の独自の経済的表現である地代を利子と同一なものとして叙述しようとした。すなわち、そうすれば土地所有者と資本家との対立は解消するだろうというわけである。資本制生産の初期には逆の方法が用いられた。当時は、通俗的な表象においては、土地所有はまだ私的所有の原始的な尊敬すべき形態とみられていたのであるが、資本の利子の方は高利として非難されていた。だから、ダッドリー・ノースやロックなどは、あたかもテュルギーが利子の正当化を地代の存在から導きだしたように、資本利子を地代と類似する一形態として叙述したのである。」(Ibid., Bd. 3, S. 671.)

反面において、資本をして資本たらしめる賃労働の析出が旧来の土地所有關係の解体を前提とするといつても、それが、かならずしも、直接的に、近代的土地所有を創出するということにはならない。また、それは、前述のごとく、独立自営の小農的土地所有の解体というかたちでおしすすめられることもあるが、旧来の土地所有の転化というかたちでおしすすめられることもあるであろう。「古い土地所有者は、もしかれば富裕であれば、近代的土地所有者になるのに、なんら資本家を必要としない。かれはただその労働者を賃労働者に転化させ、そして所得ではなく利潤を目あてに生産しさえすればいい。」(Grundrisse, S. 188. 前掲邦訳第二分冊・一九九頁)ここでは、近代的地農業者と近代的土地所有者とが同一人格において前提されているのである。したがってここでは、利潤と地代とは一体となって実現する。そして、農業における生産様式そのものの総体的な改革は、Cottiers, Leibeigene, Fronbauer, Erbpächter, Häuslerなどの賃労働への転化に具現するところである。(Ibid., S. 187. 邦訳同上・一九八頁)賃労働は、いづれにしても、土地所有に対する資本の作用を通じて創造されるので

ある。土地持賃労働者を含めた小農民への「土地分割」が、その要求として掲げられるのは、それが自立した生産者たるための基礎であるがゆえにほかならない。しかし、「小経営のための土地所有のもっとも正常的な形態」であり、「人格的自立性の発展のための基礎」をなし、また「農業そのものの発展のための必要な「経過点」とされた (Das Kapital, Bd. 3, S. 859) 分割地所有が、賃労働創出の起点となったのに対して、ここでの「土地分割」は、資本＝賃労働関係のもとで提起されているのである。自立化は「疎外された労働」からの復権である。「土地分割」は一面において、分割地所有が分割地所有のゆえに担わざるをえない諸制限*のもとにおかれると同時に、マルクスの初期の著述である「経済学・哲学草稿」(一八四四年)に展開された土地分割についての指摘がそれへの展望をあたえるであろう。「土地占有の分割 (Die Teilung des Grundbesitzes) は土地所有の大規模な独占を否定し、それを止揚するが、しかしそれはただ分割がこの独占を一般化することによってだけである。分割は独占の根拠たる私的所有を止揚はしない。分割は独占の存在には触れるが、独占の本質に触れるものではない。その結果として、分割は私的所有の法則の犠牲にされてしまう。」「したがって、土地占有の分割がおこなわれるところでは、さらに一層憎悪すべき形態をとる独占へと復帰するか、あるいは土地占有の分割そのものを否定し、止揚するか、それ以外のものはなにも残されていない。しかしそれは封建的占有への復帰ではなく、土地の私的所有一般の止揚である。独占の第一の止揚はつねにその一般化であり、その存在の拡大である。できるかぎりの包括的な存在に達した独占の止揚は、独占の完全な根絶である。土地に適用される組合 (Assoziation) は国民経済学的見地からの大土地占有の長所を分ち持ち、また分割の本来的な傾向、すなわち平等を実現する……。」(K. Marx: Ökonomisch-philosophische Manuskripte, 1844. <Beheere des Marxismus-Leninismus, Bd. 42. Kleine ökonomische Schriften, Berlin, 1955> SS. 93—94. 邦訳塚塚登・田中吉六訳「経済学・哲学草稿」〔岩波文庫〕七九頁。)

* 「土地所有を崩壊させる諸原因は、土地所有の制限を示す。その諸原因は、大工業の発展の結果として、土地所有の正常な補足をなす農村家内工業の絶滅、かかる耕作のもとにおかれた土地の漸次的な疲弊と枯渇、どこでも分割地経営の第二の補足をなしており、またそれのみが分割地経営に家畜の飼養を可能ならしめた共同所有地の、大土地所有者による横奪、植栽地経営として営まれると資本制的に営まれるとを問わず大耕作の競争、これである。」(Das Kapital, Bd. 3, S. 859.) また、「十七世紀の最後の数十年間にもなお、独立の農民層たるヨーマンリーは、借地農業者の階級よりも多数であった。(中略)一七五〇年頃にはヨーマンリーが消滅して、十八世紀の最後の数十年間には農耕民の共同所有の最後の痕跡もなくなった。」(Ibid., Bd. 1, S. 761.) 「資本の本源の蓄積……それは直接的生産者の収奪、すなわち自己の労働に立脚する私的所有の解消を意味するにほかならない。」(Ibid., Bd. 1, S. 801.)

かくして、賃労働は、総体としては、土地所有に対する資本の作用を通じて創造される。この過程はまた「食糧の本源的な倉庫である」と同時に、「労働手段の本源的な武器庫である」(Ibid., Bd. 1, S. 187.) したがって生産者にとって直接の生存源泉であった土地を、社会的関連に依存する、媒介された生存源泉に転化する過程である。ただ、農村労働者がいかに「自由な賃労働者」として創出されるかは、近代的土地所有の形成の態様にかかるところである。「ロシアの農村労働者は、土地に対する村落共同体の共同所有の結果、なお完全にはこれらの生産手段から分離されておらず、したがってまだ言葉の充的な意味での『自由な賃労働者』とはなっていない。」(Ibid., Bd. 2, S. 32.)

このようにみてくれば、近代的土地所有の経済関係は、農業における資本制生産様式を、すなわち、農業を利潤のために経営する資本家のもとへの農村労働者の従属、および農村労働者と土地の分離を前提としており、したがって、そこには近代社会の諸関連の総体における資本が指定されているのである。資本による近代的土地所有の形成は、資本をして資本たらしめる賃労働の創出の過程として遂行されると同時に、それは資本による地代創造の過程であった。かくて、資本は土地所有を自己の条件として自己のもとに従属せしめると同時に、自己の対立物としてそれを指定する。「労働を賃労働に転化させ、生産手段を資本に転化させるといふことは、資本制生産様式のたえざる傾向であり、発展法則である。そしてこの傾向に照応して、他方では、資本および労働からの土地所有の自立的分離が、または資本制生産様式に照応する土地所有形態へ

のいっさいの土地所有の転形が生ずる。」(ibid., Bd. 3, S. 941.)

B 土地所有の自立的形態

資本が創造する地代(差額地代および絶対地代)は土地所有の前提のもとでの価値法則の貫徹である。差額地代は土地経営の独占をその発生の根拠としているとかぎりにおいて、リカード体系にみるごとく、価値法則のもとで、かつ土地所有の存在の欠如という条件のもとで、考えられるにしても、平均利潤以上に出る超過利潤の地代への転形は、当然に、土地所有を前提とせざるをえないし、かくして土地所有が前提とされるとすれば、土地への資本投下は、土地所有者への地代の支払いをその前提として見いださざるをえない。

もちろん、単なる法律上の土地所有が、所有者のためになんらかの地代を創造するというものではない。地代は、土地所有者の関与なしに生ずる剰余価値の一部の転形にはかならないのである。「地代の額はけっしてその受領者の干渉によって規定されるものではなく、かれがすこしも関与していない社会的労働の、かれにはかわりのない発展によって規定される。」(ibid., Bd. 3, S. 887.)土地所有の独自性は、まさに、かれの関与することなしに増大する分前を取得すること、この点に存するのであり、「[地代の]独自性は、農業生産物が価値(商品)として発展する諸条件とともに、また農業生産物の価値の実現の諸条件とともに、土地所有の機能、すなわち、自己の関与なしに創造されたこの価値のますます増大する部分を取得する機能もまた発展し、剰余価値のうちますます増大する部分が地代に転形するということこれである。」(ibid., Bd. 3, S. 889.)

剰余価値の地代への転形は借地契約を通じて現実のものとなるのであるから、「借地契約のつづくかぎりには[借地農業者の]土地投資に対する土地所有の制限はなくなっている。」(ibid., Bd. 3, S. 801.)「土地が賃貸されているかぎり、土地所有

は、必要な資本投下に対する絶対的制限としては作用しなくなる。」(ibid., Bd. 3, S. 824.)しかし、土地所有は土地の利用に對して地代が支払われないかぎりその土地の利用をさせない権能をその所有者にあたえるのであって、「[土地所有者は]この就業部面の絶対量を増加または減少させることはできないが、しかし市場にあるその量を増加または減少させることはひかざる。」(ibid., Bd. 3, S. 806.)である。

このようにして、土地所有の独自性は土地への資本投下の一般的前提として自らを措定するにいたる。「土地所有の存在こそが、ほかならぬ、土地に資本を投下するための、また土地で資本を任意に増殖するための制限となる。」(ibid., Bd. 3, S. 799.)すなわち、土地所有の「独占」は、資本の投下に対して、この独占が存在しなければ、純資本制的見地からは現存しないはずの制限を設けることになる。(ibid., Bd. 3, S. 802.)

地代はいずれの場合にも剰余価値からの控除であり、したがって土地価格は、地代の前払であり、貨幣資本として存在する農業資本からの控除である。地代はどんな場合にも土地生産物の生産価格にはいりこむものではない。「生産者にとっての費用価格としての土地価格と、生産物にとっての生産価格の非要素としての土地価格との間の衝突は、総じて、土地の私的と合理的農業、すなわち土地の正常な社会的利用との矛盾が自らを表示する諸形態の一つにすぎない。」(ibid., Bd. 3, S. 864.)借地農業者は、地代を支払わないとすれば、その資本を普通の利潤で増殖しようということになるであろうが、しかし、かかる前提は、土地所有の捨象であり、土地所有の止揚にはかならない。

土地の豊度を増加させるような恒久的な土地改良、すなわち、同額の資本投下でもまたはよりすくない資本投下によってさえも、ひきつづき生産物の増加を保証するような、土地改良、土地に投下され土地に合体された資本、このような資本に對する利子は、借地契約を結ぶにあたって、借地農業者によって土地所有者に支払われる地代につけ加わってその一部分となることがある。けだし、それが地代の一部となるのは利子の法則に従ってではなくして、地代の法則に従ってなるので

あり、したがって一そう大なる自然的豊度を有する土地との競争のもとでは、それは消滅することもありうるであろう。しかし、いずれにしても、土地所有は、この結果として、人為的に高められた豊度をもつ土地を所有するのであり、資本投下にとつてその土地が以前より生産的な投資の場となったことから、地代の評価がなされることとなる。「これこそは、——本来の地代の運動はまったく別としても、——経済的發展の前進にとまらぬ、土地所有者の累進的致富の、かれらの地代のたえざる膨脹の、またかれらの所有地の貨幣価値増大の、秘密の一つなのである。」「これこそが、同時に、合理的農業の最大の障害の一つでもある。」(Ibid., Pt. 3, SS. 688—689.)

* またA・A・ワルトン著「大ブリテンおよびアイルランドの借地制度」(二八六五年)からの引用。(Ibid., Pt. 3, S. 669) およびSS. 726, 794—796を参照。

地代に転形される剰余価値の形成は、差額地代についていえば、市場価値を調整する生産価格決定の機構に、また絶対地代についていえば、生産価格をこえる価格引上げの機構に、かかわりをもっている。そして、最劣等地が、もし耕作されれば生産価格をもたらす筈だとしても、この生産価格をこえる超過分たる地代部分をもたらされなければ耕作圏内にはいりえないとすれば、この場合は、土地所有がこの価格上昇を生ぜしめたのであって、このかぎりにおいて、「土地所有そのものが地代を生み出したのだ」(Ibid., Pt. 3, S. 804)といえよう。

いずれにしても、地代に転形される剰余価値——超過利潤の形成は、まず差額地代についていえば、市場調整的生産価格が、そこにおける平均的生産価格によってではなく、限界的生产価格によって、すなわち、その市場における最劣等地の生産物の生産価格によって規定されることにもとづくのである。そしてそのことは、そこにおける超過利潤の形成が、資本にとつて外的存在である、資本の自由競争の外におかれる土地自体のもつ生産条件にもとづくということによるものであるが、そのかぎり、そこに形成された超過利潤は、現実に市場価値の引下げの方向に作用することによって消滅することなく、逆

に、以上のような市場価値規定のもとで、固定化することになる。また、絶対地代についていえば、それは、土地所有にもとづく、市場調整的生産価格以上への市場価値の引上げによって、形成される。

ところで、(1)、同一土地への追加投資の生産性が同一不変な場合、またはその率が低落する場合でも、その追加投資による土地生産物の供給の増加、最劣等地の耕作圏外への排除というかたちで、市場調整的生産価格の低落をもたらされる場合もあるであろうし、また、生産性の率が上昇する場合は、最劣等地へも追加投資がなされて、そこにおける平均的生産価格が低下し、したがって調整的生産価格の低下が生ずるという場合もあるであろう。いずれの場合にも、資本追加は地代の相対的高さの原因である。

いま、追加資本の生産性の率が上昇しながら、市場調整的生産価格が不変である、すなわち最劣等地の生産物が新しい平均的生産価格ではなくお従来の生産価格で売られるとするならば、それは最劣等地のかんりの面積がなお旧来の資本によって耕作されているということであろう。追加資本の投下、したがって耕作の「改良」が普及し一般的になれば、調整的生産価格は低下することになるであろうからである。したがってそこにみられるものは充分な総投資と不十分な総投資との相違であり、改良された耕作と未改良の耕作との相違である。そして、追加投資の普及化、一般化につれて、「改良」された耕作が平均的な資本投下額の基準とされ、それがまた借地契約の締結に際しての基準とされることになる。しかし、この場合、つぎのようなことが起りうる。「もし、改良がさしあたりA〔最劣等地〕の面積の一小部分にしか及ばないとすれば、このよりよく耕作される部分は超過利潤をもたらすであろうし、その全部または一部分を土地所有者はいち早く地代に転形し、地代として固定化しようとするであろう。このようにして、もし需要が供給と歩調をあわせてすすむならば、土地Aの全面積に次第に新方法が充用されていくにつれて、A質のすべての土地で地代が形成され、超過生産物は市場関係に依りて全部または一部が没収されてしまうであろう。Aの生産価格の、増加投資によるAの生産物の平均価格への均等化は、こ

のようにして、この増加投資の超過利潤が地代の形態で固定化されることによって、さまたげられることがありうるであろう。この場合には、(中略)生産価格を高からしめるものは、超過利潤の地代への転形、すなわち土地所有の介入であって、差額地代なるものは、個別的生产価格と一般的生产価格との差額の結果であるだけではないであろう。土地所有の介入は、土地Aにとっては、Aの平均的生產価格による生産価格の規制をさまたげるが故に、個別的生产価格と一般的生产価格との一致をさまたげるであろう。かくてそれは、必要生産価格よりも高い生産価格を維持し、そうすることによって地代を創造するであろう。」(Ibid., Bd. 3, S. 792.)

(2) 同様に、地代に転形さるべき超過利潤がなお借地農業者の手許に留まっている場合には、もはやなんらの超過利潤をも生じないような、さらには既存の超過利潤にくいこむような追加投資も可能であろう。借地農業者にとっては、投下資本総体としての平均利潤の確保が関心であるからである。ここでは借地農業者は「地代の犠牲において」平均利潤を獲得する(Ibid., Bd. 3, S. 781)のである。しかしながら、超過利潤が地代として固定化されている事情のもとでは、追加資本はそれ自体として平均利潤を確保しなければならない。かくて、「同じ地所で投下される資本の増加は、資本の生産性の率が減少し、かつ調整的価格が同等不変の場合には、土地所有の結果としての超過利潤の地代への単なる形式的転形によって、はるかに早く自己の限界を見いだす、つまり事実上多かれ少なかれ人為的制限を見いだす。」この場合には、「一般的生产価格の昂騰が、差額地代の原因であるばかりでなく、地代としての差額地代の存在が、同時に、必要になった増加生産物の供給を確保するための、一般的生产価格の一そう早いかつ急速な昂騰の原因なのである。」(Ibid., Bd. 3, S. 786.)

かくして、社会は土地生産物に対しては、そのもつ現実の生産価格以上を支払うことになる*。ここに現実の生産価格以上、というのは、一方で、単純に限界的生产価格が市場調整的となるというに止まるものではなく、借地農業者と土地所有者の対立・抗争を含みながら、土地への資本投下の諸制約のもとで農業の相対的後進性をつくりだしながら、市場調整的生產価格^{***}は現実の生産価格以上に上げられるということであり、他方で、農業の相対的後進性のもとでの、一般的生产価格以上への市場価値の引上げという、二重の意味でいっているのである。しかも、現実の生産価格以上に支払われた部分が地代となるということからすれば、「消費者としてみた社会が土地生産物に対して過多に支払うもの——これは土地生産での労働時間の実現のマイナスになる——が、いまや社会の一部分にとっての、土地所有者たちにとっての、プラスになる」(Ibid., Bd. 3, S. 712)と「うごことになる」。

* 「資本制社会形態が止揚されて社会が意識的かつ計画的な組合 (bewußte und planmäßige Assoziation) として組織されると考えてみれば、一〇クォーターは、「六〇〇シリリングのかわりに」二四〇シリリングに含まれていると同等量の自立的な労働時間を表示する。かくて社会は、この土地生産物を、それに含まれている現実の労働時間の二倍半では買取らないであろう。それとともに、土地所有者なる一階級の基礎がなくなるであろう。」(Ibid., Bd. 3, SS. 711-712.)

かくて、土地所有の揚棄によって、絶対地代は揚棄されるであろうが、同時にまた、それによって、超過利潤の差額地代への転形も、その根拠をうしなうことになるであろう。そして、後者、すなわち差額地代の揚棄は、農業技術の発達および価格政策による土地差等の均等化によって、その実質的基礎があたえられることとなる。

** 超過利潤の地代化の阻止、資本間の競争による超過利潤の消滅とそれにもなう農産物価格の低落、それが地代騰貴に対する一時的障害となることからする、土地所有者の「農業の進歩に対する反対」(K. Marx: Das Elend der Philosophie. Marx-Engels Werke, Bd. 4, Berlin, 1959, S. 175)その他。

ところで、労働力の価値と剰余価値とは相互に逆の方向に変動する。また剰余価値の増加または減少は、つねに労働力の価値の照応的な減少または増加の結果であって、けっしてその原因ではない。この点からするならば、土地生産物に対する「過大な支払い」は労働力の価値の増加をもたらす、したがって剰余価値の減少を、したがって利潤率を低下させる作用を潜在していたことになるであろう。しかしながら、このことからして、差当って差額地代に関していえば、地代は利潤一般の直接的な犠牲のうえに形成されたものであるとはいえない。

もつとも、差額地代を剰余生産物という側面からみれば、一部分は、剰余労働すなわち剰余価値が表現される剰余生産物の、利潤形態への転形、一部分は、不変資本の価値を補填するために必要だった生産物の部分が、より高い市場価値をもつにいったことから剰余生産物の形態においてあらわれ、それが資本ではなく、土地所有に帰属すること、いいかえれば、生産物の、利潤への転形ではなく、地代への転形、およびかつては不変資本の補填にむけられた生産物の可除部分の、剰余生産物への転形、したがってかつては資本に(利潤ではなく)転形された部分の地代への転形、この二様の転形からなり立っている。(Theorien über den Mehrwert, Teil 2, SS. 448-449.)そして、この差額地代||剰余生産物の名目価値を規定するものは、最劣等地における生産物の生産価格である。

かくて、地代は剰余価値からの控除分であり、資本による剰余価値の取得および分配は土地所有によって制限されているということになる。「われわれがここで剰余価値のうち資本に帰属する分前としての利潤について語るばあいには、われわれは、総利潤(その分量においては総剰余価値と同一)から地代の控除によってすでに制限されているところの平均利潤(すなわち企業者利得プラス利子)を意味するのであって、地代の控除が前提されているのである。」(Das Kapital, Bd. 3, S. 274.)ここでは、もちろん、土地所有の存在という前提のもとでの価値法則の貫徹について、論じられているのである。地代の形成、超過利潤の地代への転形は土地所有の前提のもとでの、土地生産物の、価値法則への従属にもとづくものであり、地代生産物への「過大な支払い」は、そのもとの価値法則の貫徹の仕方にはかならなかったのである。したがって、土地生産物に対して、「現実の生産価格」だけが支払われたとするならば、そこでは差額地代は消滅することになるであろう。そして、その結果、労働力の価値が引下げられて、一般的利潤率が引上げられることになるかもしれない。また地代に転形した剰余生産物が資本に帰することになるかもしれない。しかし、消滅した差額地代がそれだけ一般的利潤率を高めるものではかならずしもないし、またそれは消滅した差額地代の直接的作用ではない。土地生産物価格の低下が労働力の価値

を引下げ、そのことが一般的利潤率を高めたとしても、それは消滅した差額地代とは無関係である。しかも、ここでは、土地所有はすでに捨象されており、したがって土地所有の揚棄にもとづく、変化した生産関係のもとで、論理が展開されねばならなかったのである。

他方、これに対し、土地所有による生産価格以上への市場価値の引上げによって成立する絶対地代は、非農業部門において実現すべき剰余価値を土地所有が農業部門において地代として実現するところのものである。相異なる生産部門は資本の平均的構成が異なるに依りて相異なる分量の剰余価値を生産するが、「工業においては、これら相異なる分量の剰余価値は、平均利潤に均等化されて、社会資本の可除部分としての個々の諸資本に均等に配分される。土地所有は、生産が農業のためであれ原料採取のためであれ、土地を必要とする場合には、土地に投下された諸資本に対するこの均等化をさまたげて、剰余価値のうちから、そうでなければ一般的利潤率への均等化に参加するはずの一部分を、横取りするのである。」(Ibid., Bd. 3, SS. 801-802.)ここでは、地代(すなわち土地所有にもとづく地代||絶対地代)は一般的利潤率の減少のうえに成立する。

三 問題の展望

以上、土地への資本投下をめぐる諸論点の追求において、土地所有がいかにその制約的要因として作用するかを検討してきた。資本蓄積の観点からすれば、地代はほかならぬ剰余価値からの脱漏である。土地所有の存在のもとでは、資本は地代の支払いを考慮にいれて再生産をおこなわねばならない。マルクスは、産業資本家が支払う地代・利子等が、それによる消費手段の購入というかたちで産業資本家に還流することをもって、かれらの致富の方法であるとするデステュット・ドゥ・トランを批判して、つぎのようにのべている。「土地と資本を産業資本家が不労資本家から借り、それに対して剰余価値の一部を地代・利子等の形で不労資本家に支払わねばならぬという場合、土地と資本とはもちろん産業資本家にとっては利

潤を生むものであった。けだしそれは、生産物一般についても、また生産物のうち剰余生産物を形成しあるいは剰余価値をあらわす部分についても、その生産条件の一つであったからである。この利潤は、借りた土地および資本の利用からでるのであって、これに支払われる価格からでてくるのではない。この価格はむしろ、利潤からの控除分をなしている。そうでなければ、産業資本家たちが剰余価値のこの半分をやってしまったら自分で自分自身のところに保有することができる。そうした場合、かれらはより富裕になるのではなくより貧乏になるのだと主張されねばならぬであろう。だが、もしひとが、貨幣の還流のごとき流通現象をば、かかる流通現象によって媒介されるにすぎぬ生産物分配と混同するならば、かかる混乱に陥らざるをえないのである。」(Das Kapital, Bd. 2, SS. 491-492.)

しかも、それは、資本による、その存立の前提としての、土地所有の措定のもとで、はじめて問題とされることなのである。資本は土地所有の存在そのものを、資本が見いだす土地所有の諸形態への自らの作用を通じて、創出する。それは同時に、資本が資本として存立するための賃労働創出の過程でもあった。すなわち、資本による、自己の存立の前提としての土地所有措定は、同時に、資本・土地所有・賃労働なる三範疇の成立であり、したがって、また同時に、土地所有は、資本に対する限定条件としての土地所有として、独自化し、自立的な形態を獲得するのである。かくして土地所有者は、資本制生産にとっても本質的な、生産諸条件の一つの、人格化として現象する。しかも、近代的土地所有のもとにおける特定の生産関係を通じて形成される超過利潤が地代に転形されて、地代の形態で土地所有者に取得されるのは、土地所有権——過去の労働の蓄積物たる資本とは異なる、土地に対する所有権——にもとづくものである。この関係は、土地もあらゆる商品と同様に売買されて、土地価格をもつという事実によって、隠蔽される。すなわち、土地は「価値通り」支払われたものとして現象し、したがって地代はそれに対する果実として現象するのである。しかしながら、地代に対する請求権は土地の購入によつてうみだされたのではない。それをつくりだしたものは特定の生産関係にはかならず、土地の購入は地代に対する請求

権の移譲にすぎないのである。

このような土地所有の前提のもとで、地代を剰余価値の一部として、その控除として、実現しなければならぬ生産関係が、農業の発展にどのように作用したかは、すでにみたところである。このようにして、土地所有は、特定の発展のもとでは、資本制生産様式の立場からしても、よけいな、かつ有害なものとして現象する (Ibid., Bd. 3, S. 671) といわれるにいたる。「一方ではその社会的経営を可能にした農業の合理化、他方では土地所有の不合理性の立証、これらは資本制生産様式の偉大な功績である。この生産様式は、そのもとでの他のすべての歴史的進歩と同様、この進歩をもさしあたりまず直接的生産者たちの完全な窮乏化によって購ったのである。」(Ibid., Bd. 3, S. 666.)

近代的土地所有が旧来の土地所有に対する資本の作用によって、資本に従属すると同時に資本の限定条件として形成され、また、近代的土地所有の形成は土地と労働力との分離、すなわち賃労働の析出でもあるという点からすれば、「資本制生産様式の立場からしても、有害なものとして現象する」土地所有に対する否定、「土地所有の不合理性」にもとづく土地所有の否定は二重でありうる。それは、資本・土地所有・賃労働の三範疇の相互規定的関係のうえに立って、一方では、土地所有が資本に加える圧迫——端的に言って、「所有は、借地農業者が結局のところ自分の利益とはならないで土地所有者の利益に帰するような、生産的資本投下を制限する」(Ibid., Bd. 3, S. 684)——からの解放であり、他方では、「大土地所有は労働者からの労働条件の収取の前提であり、条件であり、それゆえに資本制生産の前提であり、条件である」(Ibid., Bd. 3, S. 685) ということからの解放、すなわち、土地の直接的使用にもとづく、自立した生産者となるための解放である*。

* この点は「経済学批判要綱」ではつぎのように展開される。「こうして土地所有は二つの側面から否定される。すなわち資本の側からの否定は、その専一支配のための形態変化にすぎない。……賃労働の側からの否定は、ただ資本の、したがってまた自分自身の、隠蔽された否定である。……このようにして「土地所有から賃労働への」移行は二重である。——すなわち、1) 近代的土地所有からの、

または近代的土地所有を介しての、資本の一般的賃労働（への）肯定的移行、2) 否定的移行、すなわち資本による土地所有の否定、つまり資本による自立的価値の否定、すなわちまさに資本の自分自身による否定。だが資本の否定は、賃労働である。次に土地所有の否定と、土地所有を介しての資本の賃労働の側からの否定。いいかえるならば、みずから自立者として措定しようと欲する賃労働者。」(Grundrisse, S. 190. 前掲邦訳第二分冊・二〇二頁。)

そして、そこに見いだされる土地所有形態について、「資本論」はつぎのようになるのである。

「みずから働いて得た、いわば個々独立の労働個体とその労働諸条件との癒着にもとづく私的所有は、他人の、しかし形式的には自由な労働の搾取にもとづく資本制的私的所有 (das kapitalistische Privateigentum) によって駆逐される。」(Das Kapital, Bd. 1, S. 802.) 「資本制生産様式から発生する資本制的取得様式は、したがって資本制的私所有は、自己の労働を基礎とする個人的私所有 (das individuelle Privateigentum) の第一の否定である。だが資本制生産は、自然過程の必然性をもって、それ自身の否定を生みだす。これは否定の否定である。この否定は、私的所有 (das Privateigentum) を再現するわけではないが、しかし資本制時代の成果を基礎とする、すなわち、協業や、土地の共同占有 (der Gemeinbesitz der Erde) と労働そのものによつて生産された生産手段の共同占有を基礎とする個人的所有 (das individuelle Eigentum) をつくりだす。」(ibid., Bd. 1, S. 803.)

ここでは所有の社会的性格が転化しているのである。「個人的所有」という場合、それは個人による土地の自由な利用・利益の享受であり、ここでは「私的所有」における独占的・排他的性格が揚棄されることになる*。そして、所有の社会的性格の転化とともに、本来労働の所産ではない「土地」に対する所有であるという、土地「所有」の基本的性格があらわにあらわれるにいたる。「より高度な経済的社会構成の立場からすれば、地球に対する個々人の私所有は、あたかもある人間に対する他の人間の私所有と同じくばかげたものにみえるであろう。一社会全体、一国民、いな同時代の諸社会を一緒にし

たものでさえも、土地の所有者ではない。かれらはただ土地の占有者、土地の利益者たるにすぎないのであって、boni patres familias としてこれを改良し、つぎの世代につたえなければならぬ。」(ibid., Bd. 3, S. 826.)

* 「個人的所有」については、「経済学批判要綱」のなかで書かれた「資本主義的生産に先行する諸形態」におけるゲルマン的形態に關する叙述を、参考にすることが出来る。すなわち、ゲルマン的形態では、共同体が共同的に利用される狩猟地、牧草地等のかたちの特殊な経済的存在をもつかぎり、その共同体は……各個人の所有者そのものによつて、そのように利用されるのである。《それは》個人的所有者の現実に共同的所有である。《共同体は、これら個人的土地所有者そのものの相互の交渉のうちだけに存在する。》(Grundrisse, S. 384. 前掲邦訳第三分冊・四一八・四一七頁。)

附記

土地所有の考察は、単に農地のみならず、山林・工場用地その他広く一般的生産手段としての土地・住宅用地等をも含めてその対象としなければならないが、本稿では、その基底的な形態として、農地のみをとりあげた。また、それも、「資本論」を中心として、そこにおける土地所有をめぐる論理を追求し、整理したにすぎない。土地所有の論理が、その後の経済理論にいかん継承されているかも、ここでは触れられていない。このような意味で、本稿は「研究序説」に止まる。

(一九六七年七月五日)